令和７年６月

第140回丹波市議会定例会議案書

承認議案

承認第１号

令和７年度丹波市一般会計補正予算（第１号）の専決処分の承認を
求めることについて

令和７年度丹波市一般会計補正予算（第１号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和７年６月２日提出

丹波市長　　林　　時彦

専決第６号

令和７年度丹波市一般会計補正予算（第１号）の専決処分について

事業者に運営を委託し実施しているアフタースクールに関し、事業所に従事する放課後児童支援員等の処遇の改善を図るため、当該委託に係る契約の変更に要する経費を令和７年度丹波市一般会計補正予算（第１号）で計上する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年４月１日専決

丹波市長　　林　　時彦

令　和　７　年　度

丹波市一般会計補正予算

（第１号）

専決処分

専決第６号

令和７年度丹波市一般会計補正予算（第１号）

令和７年度丹波市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,370千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,022,370千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和７年４月１日専決

丹波市長　　林　　時彦

第　1　表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
19 繰 入 金		3,868,870	22,370	3,891,240
	2 基金繰入金	3,844,615	22,370	3,866,985
歳　入　合　計		42,000,000	22,370	42,022,370

２　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 民生費		12,449,650	22,370	12,472,020
	2 児童福祉費	5,562,542	22,370	5,584,912
歳　出　合　計		42,000,000	22,370	42,022,370

第２表　債務負担行為補正

（追加）　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
〈アフタースクール事業〉 アフタースクール運営委託料（給与調整分）	令和８年度　～　令和９年度	31,257

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

（歳　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
19　繰入金	3,868,870	22,370	3,891,240
歳　入　合　計	42,000,000	22,370	42,022,370

一般会計

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3　民生費	12,449,650	22,370	12,472,020				22,370
歳　出　合　計	42,000,000	22,370	42,022,370				22,370

2　歳　入

(19 款)　繰 入 金

(2 項)　基金繰入金

（単位：千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
19			繰 入 金	3,868,870	22,370	3,891,240			
	2		基金繰入金	3,844,615	22,370	3,866,985			
		1	財政調整基金繰入金	1,416,000	22,370	1,438,370	1 財政調整基金繰入金	22,370	・ 財政調整基金繰入金

3　歳　出

（ 3 款）　民 生 費

（ 2 項）　児童福祉費

（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
3			民生費	12,449,650	22,370	12,472,020				22,370			
	2		児童福祉費	5,562,542	22,370	5,584,912				22,370			
		5	児童福祉施設費	587,290	22,370	609,660				22,370			
											12 委託料	22,370	2502 アフタースクール事業 22,370 12 委託料 (22,370) アフタースクール運営委託料（給与調整分） (22,370)

承認第２号

丹波市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認を求めることについて

丹波市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和７年６月２日提出

丹波市長　　林　　時彦

専決第３号

丹波市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたことに伴い、丹波市税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和７年３月31日専決

丹波市長　　林　　時彦

丹波市条例第22号

丹波市税条例の一部を改正する条例

丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第82条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　２輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの　年額　2,000円

第89条第２項第５号中「定格出力」の次に「（第82条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許

情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の２第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第17項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第10条の３第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の１項を加える。

14　市長は、法附則第15条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の丹波市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　新条例第82条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第３号

丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認を求めることについて

丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和７年６月２日提出

丹波市長　　林　　時彦

専決第４号

丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部が改正されたことに伴い、丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和７年３月31日専決

丹波市長　　林　　時彦

丹波市条例第23号

丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年丹波市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「令和７年３月31日」を「令和10年３月31日」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

承認第４号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認を求めることについて

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和７年６月２日提出

丹波市長　　林　　時彦

専決第５号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部が改正されたことに伴い、丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和７年３月31日専決

丹波市長　　林　　時彦

丹波市条例第24号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

丹波市国民健康保険税条例（平成17年丹波市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第23条第１項第２号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第３号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の丹波市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。